

日光市公共施設LED照明整備事業

仕様書

2025年5月

日光市

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 1 件 名..... | 1 |
| 2 本仕様書の位置付け..... | 1 |
| 3 事業概要..... | 1 |
| 4 履行場所..... | 1 |
| 5 履行期間..... | 1 |
| 6 業務内容..... | 1 |
| 7 LED照明器具の仕様..... | 2 |
| (1) 一般事項 | 2 |
| (2) LED灯具の性能・構造..... | 2 |
| 8 更新作業に関する仕様..... | 3 |
| (1) 現地調査・設計..... | 3 |
| (2) 現場施工..... | 3 |
| 9 工事監理 | 4 |
| 10 完成図書及び完成図 | 5 |
| (1) 完成図書（各施設単位で1部提出） | 5 |
| (2) 完成図..... | 6 |
| 11 その他 | 6 |
| 12 準拠図書..... | 6 |

1 件名

日光市公共施設LED照明整備事業

2 本仕様書の位置付け

本仕様書(以下「本書」という。)は、日光市(以下「発注者」という。)が、日光市公共施設LED照明整備事業(以下「本業務」という。)を実施する事業者(以下「受注者」という。)を募集及び選定における「募集要領」と一体のものとして提示するものである。

また、受注者の遂行する業務に関する仕様を示すものである。なお、本書は本業務の基本的な内容について定めるものであり、本書に明記されていない項目であっても、本業務を実施する受注者の責任において、完備また遂行するものとする。

3 事業概要

- ・ 受注者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその関連業務を実施すること。
- ・ 受注者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄すること。
- ・ 敷地内の照明器具のうちLED化がされていないものについて、原則として全てのものをLED照明への更新を行うこと。

4 履行場所

発注者の指定する公共施設71施設(別紙「LED化施設一覧表」のとおり)

5 履行期間

契約締結日 から 令和9年(2027年)3月10日

6 業務内容

- ・ 対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて受注者が自ら行った提案を基に、本事業に係るLED照明器具の更新について、発注者と合意した内容で実施すること。
- ・ 保守・運用については本業務の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分考慮し、サポート体制を執ること。
- ・ 業務及び施工に携わる者は、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

(1) 業務概要

- ① 受注者は、契約後速やかに全対象施設に対する現地調査を行ったうえで、設計を行う。なお、現地調査においては、天井材等のアスベスト調査も実施すること。
- ② 施設毎に、用途を考慮した照明器具の選定設計を行い、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

- ③ 承認を受けた施設から、施設内での作業の具体的な日程調整を受注者において行うこと。
- ④ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ⑤ 現場施工について、作業計画書に従って施工されているか施工管理を行い、作業の進捗状況について毎月初めに担当職員へ書面報告をすること。
- ⑥ 工事監理について、監理計画書に基づき工事監理業務を行うこと。
- ⑦ LED更新作業後の試験については、事前に発注者と協議したうえ、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- ⑧ 作業完了後に施設毎の完成図書及び完成図を作成し提出すること。提出後に発注者の確認を施設毎に受けること。
- ⑨ すべての対象施設の発注者確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に発注者の指示に従い、検査を受けること。

7 LED 照明器具の仕様

(1) 一般事項

- ① 公共施設用照明器具(J I L 5 0 0 4)を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- ② I S O 9 0 0 1 (品質) 及び I S O 1 4 0 0 1 (環境) 認証を取得した工場で製造された製品であること。
- ③ 照明器具及び光源(L E D) は未使用品であること。
- ④ 直管L E DランプはJ I Sで規定されているものであること。
- ⑤ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、担当職員に報告し、更新箇所等の方針を決定すること。
- ⑥ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑦ 一つのメーカーがすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、引渡し後に保守管理が混乱しないように、照明器具の種類(ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等) 毎に同一メーカーの製品でまとめること。
- ⑧ 照明器具の保証期間は3年とし、保証期間内については交換費用も受注者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本業務の保証対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- ⑨ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑩ 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者と協議のうえ、交換又は補強等の安全性を確保する対策を講じること。

(2) LED 灯具の性能・構造

- ① 光源(L E D) 寿命40, 000時間以上(光束維持率85%以上)の製品であること。

- ② 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同等の仕様とする。光色、照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認すること。
- ③ LED照明器具の使用については、ちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、LED更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

8 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ① 受注者は、調査・設計計画書を作成し、担当職員に提出すること。なお、提出時期については、協議のうえ決定する。
- ② 受注者は、発注者から貸与された施設の照明設備の資料に基づき、全施設、全照明設備の現地調査を行い、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ③ 現地調査においては、施工範囲における天井材等のアスベスト調査も実施する。調査は大気汚染防止法に基づく有資格者に行わせるものとし、アスベストの含有が確認された場合は、担当職員に報告し設計に反映させること。
- ④ 現地調査後、施設毎に使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、発注者の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。
- ⑤ LED更新作業にあたっての安全管理については、担当職員及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受注者の負担で行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受注者の負担で行うものとする。
- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受注者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、担当職員及び施設担当者で調整のうえ、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に担当職員及び施設担当者で調整のうえ、作業計画書に反映させること。
- ⑧ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書に記載すること。
- ⑨ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に担当職員及び施設担当者で調整すること。
- ⑩ LED更新作業後の試験方法について、試験計画書に記載すること。

(2) 現場施工

- ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守すること。
また、上記以外の作業（足場の設置等）については、担当職員及び施設担当者で協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。

- ② LED器具の支持については既設支持材(吊りボルト等)の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ③ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。
- ④ 誘導灯及び非常照明器具のLED照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて所轄の官公庁と協議を行ったうえで、器具選定を行うものとする。また、現行法令に適合していない場合は、担当職員と協議のうえ、改善策を提案すること。
- ⑤ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に担当職員へ現状の照度以上となる提案を行うこと。
- ⑥ 撤去した既設照明器具については、全数について PCB 含有の有無の確認を行うものとし、完成図書として報告すること。PCBを含む安定器があった場合には、担当職員に報告し、受注者の負担で適正に処分すること。
- ⑦ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。
- ⑧ LED更新作業に際して、アスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うものとする。その場合の調査及び処分に必要な費用は受注者の負担で行うこと。
- ⑨ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、各施設関係者と協議のうえ、その方法について決定すること。また、決定した内容について、担当職員に連絡をすること。
- ⑩ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- ⑪ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑫ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。

9 工事監理

(1) 施工開始前

- ① 施工計画書に基づき、監理計画書を作成し、担当職員の確認を受けること。
- ② 施工役割を担う構成員と事前に協議を行い、施工計画書について照査する。
- ③ 施工計画書に基づき、各種照明機器及び関連部材の調達可能時期、施工開始時期、及び施工完了時期を確認し、工事工程表の見直しが必要な場合は、速やかに施工計画書の修正を指示し、担当職員に報告すること。

(2) 施工中

- ① 施工中は、各現場を定期的に巡回し、安全管理体制の確認と作業進捗確認を行い、毎月担当職員に報告すること。
- ② 計画どおりの進捗が図られていない場合や工事が遅延する恐れがある場合は、速やかに現場責任者と協議を行い、担当職員に報告すること。
- ③ 各施設の施工終了時においては、現地の仕上がり状況を確認し、疑義がある場合は、是正を指示し、その処置状況を再度確認すること。
- ④ 施工計画書の手順や内容に沿った施工や、仕様書に定められた施工を実施しているかを確認し、その結果を記録すること。
- ⑤ 担当職員との協議、提出、提示等が求められているすべての事項について、事前に調査・設計及び工事監理役割を担う構成員が内容を審査し、必要に応じて是正等を指示すること。また、その是正状況を確認した後、担当職員との協議等を主体的に行うこと。

(3) 施工後

- (1)、(2)に関して、監理報告書を提出すること。

10 完成図書及び完成図

LED照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を各施設単位で作成し、提出又は検査時に提示するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、※印については書面による提出も併せて行うこと。

(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）

- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
 - ・産業廃棄物処理委託契約書の写し（検査時に提示）
 - ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し（検査時に提示）
 - ・産業廃棄物管理票の写し（検査時に提示）（電子マニフェストも可）
 - ・PCB有無及びアスベスト含有に関する報告書
 - ・工事写真（屋内照明は1部屋毎と種類毎に、屋外照明は1基毎に、着工前と施工後について各1枚以上撮影する。その他必要に応じ適宜撮影すること。）
 - ・出荷証明書
 - ・打合せ記録
 - ・作業月報及び作業工程表（月間）
 - ・監理計画書
- ※官公庁届出書の写し
※機器取扱説明書
※保証書
※施工体制台帳及び施工体系図

(2) 完成図（配置図、電灯平面図、灯具姿図等）

- ・電子データ（JW-CADデータ及びPDFデータ）

11 その他

- ① 受注者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに担当職員に連絡をすること。
- ② 本書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、担当職員と協議することとする。

12 準拠図書

(1) 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準（最新版）
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- ・環境配慮型官庁施設設計基準
- ・官庁施設の環境配慮診断・改修計画指針
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・栃木県営繕事業にかかる電子納品運用ガイドライン（案）（最新版）
- ・建築設計業務等電子納品要領（案）（最新版）
- ・建築CAD図面作成要領（案）（最新版）
- ・公共建築工事積算基準（最新版）
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル（12年制定）
- ・栃木県公共事業景観形成指針（16年2月制定）

(2) 建築

- ・建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ・敷地調査共通仕様書（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・建築設計基準（最新版）
- ・建築改修設計基準
- ・建築構造設計基準（最新版）
- ・建築鉄骨設計基準（最新版）
- ・建築工事標準詳細図（最新版）
- ・構内舗装・排水設計基準（最新版）
- ・木造建築工事共通仕様書（最新版）

(3) 建築積算

- ・栃木県建築工事積算要領及び基準（最新版）

- ・ 公共建築数量積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事内訳書標準様式（最新版）
- ・ 公共建築工事内訳作成要領（建築工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事見積標準様式集（建築工事編）（最新版）

(4) 設備

- ・ 建築設備計画基準（最新版）
- ・ 建築設備設計基準（最新版）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準（案）（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き（最新版）

(5) 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ・ 公共建築設備工事内訳書標準様式（最新版）
- ・ 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）（最新版）
- ・ 公共建築工事見積標準書式集（設備工事編）（最新版）

(6) 解体

- ・ 建築物解体工事共通仕様書（最新版）